

## 労働者派遣契約約款

### (総則)

第1条 発注者（以下「派遣先」という。）及び受注者（以下「派遣元」という。）は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 派遣元は、常に善良なる管理者の注意をもって、契約書に記載する契約期間、仕様書等により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、仕様書等に従い、それぞれ日々又は指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行するものとし、派遣先は、履行が完了した部分に係る代金を支払う。

3 派遣元は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 この契約書に定める催告、請求、通知、届出、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

5 この契約の履行に関して派遣先と派遣元との間で用いる言語は、日本語とする。

6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

7 仕様書等において別に定めがある場合を除き、仕様書等の記載内容をこの約款より優先するものとする。

8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 この契約に係る訴訟については、派遣先の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

11 この契約書を電子契約により締結する場合には、電子署名を行った日にかかわらず、この契約書に定める契約日より効力を有するものとする。

第2条 派遣先と派遣元とは、派遣先が派遣元から労働者派遣を受けるに当たって、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（以下「派遣法」という。）や労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）を遵守するものとし、派遣元は、その雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を派遣先に派遣し、派遣先の指揮命令に従って派遣先のために業務に従事させることを約し、その条件を本契約書及び仕様書において定めるものとする。

2 本契約書及び仕様書には、派遣法第 26 条に基づき以下の事項を定めるものとし、詳細に不明な点がある場合には、派遣先と派遣元とが協議して定めるものとする。

- (1) 派遣労働者が従事する業務の内容
- (2) 派遣労働者の就業場所及び所属
- (3) 派遣労働者を直接指揮命令する者
- (4) 労働者派遣の期間及び就業日
- (5) 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
- (6) 派遣労働者の安全及び衛生の確保に関する事項
- (7) 派遣労働者からの苦情の処理に関する事項
- (8) 本契約を解除するに当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項
- (9) 派遣元責任者及び派遣先責任者に関する事項
- (10) 休日労働又は時間外労働をさせる場合は、休日労働をさせる日又は時間外労働時間数
- (11) 派遣労働者の福祉の増進のための便宜の供与に関する事項（派遣労働者が使用できるロッカー、食堂などの派遣先の施設等）
- (12) 派遣受入期間の制限のない業務の場合は、根拠となる法令に定められた条項番号など（着手届）

第3条 派遣元は、速やかに着手届を作成し、派遣先に提出しなければならない。

（権利の譲渡等）

第4条 派遣元は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、派遣先の承諾を得たときは、この限りでない。

(再派遣及び名義貸しの禁止)

第5条 派遣元は、第三者から派遣された労働者を派遣先に派遣してはならない。また、派遣元は、自己の名義をもって、他人に労働者派遣事業を行わせてはならない。

2 派遣先は、派遣労働者を第三者の下に派遣してはならない。

(一般的損害等)

第6条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、派遣元がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、派遣先の責めに帰すべき理由により生じたものについては、派遣先が負担する。

(派遣元責任者及び派遣先責任者)

第7条 派遣元は、派遣法第36条に基づき派遣元責任者を選任し、派遣先は、派遣法第41条に基づき、派遣先責任者を選任するものとする。

(労働法上の責任)

第8条 派遣先及び派遣元は派遣契約に基づく派遣就業に関し、派遣法及び労働基準法等の関係法令を遵守するものとする。

2 派遣元は、原則として労働基準法他の関係法規上の使用者として全責任を負う。ただし、労働時間の管理、安全衛生等の事項については、派遣先が使用者としての責任を負うものとする。また、派遣元は労働者災害補償保険、雇用保険上の事業者としての責任を負う。

3 派遣先が与える派遣労働者に対する更衣室、休憩室、食堂等の利用、制服の貸与等の便宜供与については、別に定めるとともに、必要に応じて派遣先と派遣元とが協議するものとする。

(苦情処理)

第9条 派遣先と派遣元は、派遣労働者からの苦情の申出を受ける者を定め、互いの緊密な連携の下に苦情その他派遣労働者の就業に関し生じる問題の適切かつ迅速な処理、解決に努めるものとする。

2 派遣先及び派遣元は業務上知り得た派遣元の派遣労働者の個人情報について、合理的な理由なく第三者に漏えいしてはならないものとする。

3 派遣先は、派遣元の派遣労働者に対するハラスメントの防止に努めるとともに、解決手続に関して周知徹底するものとする。

(派遣労働者の選任等)

第10条 派遣元は、派遣先に派遣法第5条に規定する労働者派遣事業の許可に係る許可番号を通知するものとする。

2 派遣元は、本業務を実施するために必要な資格、能力、経験等を有し、派遣就業の目的を達成できる適格者を選任し、派遣労働者の氏名その他派遣法第35条に基づく所定事項を派遣先に通知するものとする。

3 派遣先は、派遣元の派遣予定労働者が業務の遂行に当たり、著しく不適切と認められる場合は、その理由を開示して派遣元にその者の交代を要求することができる。

4 派遣元は、派遣労働者の病気、事故その他の事由により、派遣労働者の変更や交替を要する場合は、事前に派遣先に対し変更の理由等を通知し、派遣先の承諾を得て派遣労働者を交替することができるものとする。

5 派遣先は、派遣労働者が派遣先の職場規律その他就業上の諸規則に違反し、又は派遣先の指揮命令に従わず派遣先の職場秩序等を乱したと判断した場合は、派遣労働者の交替又はこの契約の解除その他必要な措置を求めるができるものとする。

(派遣受入期間制限の通知)

第11条 派遣先は、派遣元に対し、派遣法第40条の2第2項に定められた派遣受入期間の制限に抵触する最初の日を通知しなければならない。

(検査)

第12条 派遣元は、その月の本業務が終了したときは、その旨を完了届により届け出て派遣先の検査を受けなければならない。ただし、派遣先が必要と認めたときは、月ごとの検査に代えて、派遣先の指示する日時までの履行分について一括して検査を受けることができる。

2 派遣先は、前項の完了届を受理した場合は、遅滞なく検査を行うものとし、前項の検査に合格したときをもって、当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとする。

(契約内容の変更等)

第13条 派遣先は、必要があると認めるときは、派遣元と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、派遣先と派遣元とが協議して定める。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第14条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、派遣先又は派遣元は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(契約保証金)

第15条 前2条の規定により契約内容を変更する場合において、契約金額が増加するときは、その増加の割合に応じて契約保証金の額を変更するものとする。

2 前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、派遣先は、その差額を納入させる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、派遣元は、さらに納入を要しない。

(1) 既納保証金が、変更後の契約金額の10分の1以上あるとき。

(2) 検査に合格した履行部分がある場合において、既納保証金が、変更後の契約金額から検査に合格した履行部分に対する契約金額相当額を控除した額の10分の1以上あるとき。

3 派遣先は、派遣元が契約の履行を全て完了し、第16条の規定により契約代金を請求したとき又は第25条若しくは第26条の規定により契約が解除されたときは、派遣元の請求に基づき30日以内に契約保証金を返還する。

4 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

(契約代金の支払等)

第16条 派遣元は、第12条の規定による検査に合格したときは、派遣先が仕様書等により代金の請求日を別に定める場合を除き、派遣先の定める手続に従って契約金額の支払を請求することができる。

2 派遣元は、指定された日までに履行することとされている業務に係る代金を請求する場合において、日々履行することとされている業務に係る代金があるときは、当該代金と合算して請求するものとする。

3 派遣先は、派遣元から第1項による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、代金を支払わなければならない。

4 派遣先は、前項の期間内に代金を支払わないときは、派遣元に対し支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は毎（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額を遅延利息として支払うものとする。

5 時間単位の単価契約の場合の支払等の算定に当たっては、別に定める場合を除き、5分単位で計算するものとし、5分に満たない端数については5分とみなす。

(時間外及び休日労働)

第17条 派遣先は、派遣元と派遣労働者の定めた協定の範囲内に限り、時間外及び休日の労働を求めることができる。

2 時間外及び休日労働の料金については、別に定める場合を除き、実労働時間が8時間を超えた分については、契約時間単価の25%増し、法定休日出勤については契約時間単価の35%増し、深夜勤務については、前記の金額の25%増しとする。なお、割増率は労働法規の改正があった場合はそれに従う。

(損害賠償)

第18条 派遣元の派遣労働者が業務の処理に当たり、派遣元の責めに帰すべき事由によって、派遣先又は第三者に損害を与え、紛争を生ぜしめた時は、派遣先は速やかにこれを派遣元に報告し、派遣元の責任と負担において、これを処理解決するものとする。ただし、派遣元が派遣労働者の選任及び監督について法の定める派遣元としての義務を遵守し、かつ、派遣元として相当の注意をなしたとしても損害が生じたであろうと認められるときは派遣元の負担及び事態の処理について、派遣先と派遣元とが協議の上、定めるものとする。

(秘密保持)

第19条 派遣元及び派遣労働者は、本業務に従事し、又はこれに付随して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

2 派遣先は、派遣元又は派遣労働者が前項の規定に違反した場合は、直ちにこの契約を解除し、かつ、派遣元に対してその違反により受けた損害の賠償を請求することができるものとする。

3 派遣先は、契約が終了し、又は解除された後であっても、派遣元又は派遣労働者が第1項の規定に違反し、その違反により損害を受けたときは、派遣元に対してその損害の賠償を請求することができるものとする。

4 派遣先が保有する個人情報の保護について、必要がある場合には別紙に定める。

(賠償の予定と違約金の算定)

第20条 派遣元は、この契約に関して、前条の第2項及び第3項のいずれかに該当するとき及び派遣元の責めに帰する未履行分のあるときは、派遣先が契約を解除するか否かを問わず、損害の実費相当分に加えて、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額（100円未満の端数があるときは端数を切り捨てる。）を支払わなければならないものとする。単価契約の場合は、契約終了までの予定数量を乗じた額に消費税相当額を含めた額を契約金額とみなす。ただし、違約金の算定根拠となる契約金額は検査に合格した既履行分の金額を除いた額とする。（時間単位の単価契約の未履行分及び違約金の算定に当たっては、5分単位で計算するものとし、5分に満たない端数については5分とみなす。）

(現金、有価証券等の取扱いの禁止)

第21条 派遣先は、派遣元の派遣労働者に現金、有価証券その他貴重品の取扱いをさせないものとする。ただし、派遣先と派遣元とが協議の上、派遣先のやむを得ない理由により取扱いをさせる場合は、派遣先が全責任をもって管理するものとする。

(派遣先の催告による解除権)

第22条 派遣先は、派遣元が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときはこの限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 指定期日後相当の期間内に業務を終了する見込みがないと派遣先が認めるとき。
- (3) 派遣元又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (4) 派遣元又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、派遣先の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- (5) 前各号のほか、派遣元が、この契約に違反したとき。

(派遣先の催告によらない解除権)

第22条の2 派遣先は、派遣元が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第4条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 派遣元がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 派遣元の債務の一部の履行が不能である場合又は派遣元がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、派遣元が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 福生市契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年要綱第35号）第11条の規定に基づく福生市における契約に関する特約書（以下「特約書」という。）第3条第1項第1号に該当する者にこの契約により生じる権利又は義務の譲渡等をしたとき。
- (7) 第26条の規定によらないで、派遣元がこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 派遣元が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

(9) 公正取引委員会が派遣元に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく公正取引委員会の派遣元に対する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）若しくは同法第 7 条の 2（同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令若しくは納付命令において、この契約に関して、同法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

(10) この契約に関して、派遣元（派遣元が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 派遣先は、派遣労働者の国籍、性別、思想、信条、社会的身分及び派遣労働者が労働組合の正当な行為をしたことを理由として、この契約を解除することはできない。

（派遣労働者の雇用の安定を図るための措置）

第 23 条 派遣先は、派遣労働者の責めに帰すべき事由以外の事由によって、本契約の解除を行おうとする場合は、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るものとし、これができない場合には契約解除予定日の 30 日前に派遣元にその旨を予告しなければならない。

2 派遣先が前項の予告を怠った場合、派遣元は、当該労働者の 30 日分の賃金相当額を派遣先に請求することができるものとする。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 24 条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、派遣元は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として派遣先に納付しなければならない。（契約金額が単価であり、予定数量が派遣先から派遣元に示されている場合は、各単価に予定数量を乗じたものに消費税等を勘案した金額を契約金額とみなし、その 10 分の 1 に相当する額を違約金とする。また、時間単位の単価契約の算定については、5 分単位で計算するものとし、5 分に満たない端数については 5 分とみなす。）

(1) 第 22 条又は第 22 条の 2 第 1 項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 派遣元がその債務の履行を拒否し、又は派遣元の責めに帰すべき事由によって派遣元の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 派遣元について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 派遣元について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 派遣元について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、派遣先は、当該契約保証金を第 1 項の違約金に充当することができる。

（協議解除）

第 25 条 派遣先は、必要があるときは、派遣元と協議の上、この契約を解除することができる。

2 派遣先は、前項の解除により派遣元に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（派遣元の解除権）

第 26 条 派遣元は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 第 13 条の規定により、派遣先が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が 3 月以上に及ぶとき又は契約期間の 3 分の 2 以上に及ぶとき。

(2) 第 13 条の規定により、派遣先が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の 2 分の 1 以下に減少することとなるとき。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。

（契約解除等に伴う措置）

第 27 条 契約が解除された場合又は派遣元がその債務の履行を拒否し、若しくは派遣元の債務について履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）において、検査に合格した履行部分があるとき

は、派遣先は、当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

- 2 派遣元は、契約が解除された場合等において、貸与品又は支給材料等があるときは、遅滞なく派遣先に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品又は支給材料等が派遣元の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 派遣元は、契約が解除された場合等において、履行場所等に派遣元が所有する材料、工具その他の物件があるときは、派遣元は遅滞なく当該物件を撤去（派遣先に返還する貸与品、支給材料等については、派遣先の指定する場所に搬出。以下本条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して派遣先に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、派遣元が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、派遣先は、派遣元に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、派遣元は、派遣先の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、派遣先の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 5 第2項及び第3項に規定する派遣元の採るべき措置の期限、方法等については、第22条、第22条の2第1項又は第24条第1項若しくは同条第2項の規定により契約が解除された場合等においては派遣先が定め、第25条又は前条の規定により契約が解除されたときは、派遣先と派遣元とが協議して定めるものとする。

（賠償の予定）

第28条 派遣元は、第22条の2第1項第9号又は第10号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならぬ。契約を履行した後も同様とする。ただし、第22条の2第1項第10号のうち、派遣元の刑法198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、派遣先に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（相殺）

第29条 派遣先は、派遣元に対して有する金銭債権があるときは、派遣元が派遣先に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第30条 この契約書において書面により行われなければならないこととされている催告、請求、通知、届出、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（罰則）

第31条 個人情報を取り扱う業務において、第19条の規定に違反した者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）又は福生市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第29号）の罰則規定を適用するものとする。

（疑義の決定等）

第32条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、派遣先と派遣元とが協議の上、定めるものとする。